［一四二～一六四　略］

［二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十二　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　電気通信業務用伝搬障害防止区域	一　［同上］
当該伝搬障害防止区域の範囲	当該伝搬障害防止区域の範囲
当該防止区域に係る地域の名称	当該防止区域に係る地域の名称
当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）
区分	区分
電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）
上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）
［一～一一一　略］	［一～一一一　同上］

八斗蒔田、富久山町福原字神明、富久山町福原字戸屋、富久山町福原字中田、富久山町福原字西原、富久山町福原字亀ノ子田、富久山町福原字竹ノ内、富久山町福原字白石田、日和田町八丁目字仲鹿島後、日和田町八丁目字西鹿島後、日和田町八丁目字堰山、日和田町八丁目字北深谷、日和田町八丁目字赤坂前

［一四二～一六四　同上］

［二　同上］